

前 子 施

令和2年 4月10日

保 護 者 各 位

前橋市長 山 本 龍
(公 印 省 略)

市内保育所（園）、認定こども園への登園の自粛について

国において新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、首都圏を中心に緊急事態宣言が発令されました。

このような状況の中、前橋市は依然として感染拡大地域ではありませんが、緊急事態宣言対象地域との交流も多く、今後も地域の状況変化が考えられることや感染リスクを最小限に抑える観点から、4月13日（月）から5月6日（水）までの間、市内のすべての認可保育所（園）及び認定こども園に在籍するお子様につきまして、やむを得ない場合を除き出来る限り登園を自粛していただきますようお願いさせていただきます。

保護者の皆さまにおかれましては、お子様の健康を最優先とした本件要請の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 要請期間

令和2年4月13日（月）から令和2年5月6日（水）まで

2 考え方

(1) 保育について

原則として上記期間については、出来る限り登園をお控えください。

ただし、保護者の方の職務上の都合等によりやむを得ない場合は希望によりお預かりすることが可能ですので、お子様が在籍する施設へ確認ください。

(2) 保育料について

本件要請に伴い欠席された日の分の保育料については、ご負担いたしません。

（日割りで計算し、多くお支払いいただいているときは、後日還付や翌月以降の保育料への充当等を検討しています。詳細は後日お示しする予定です。）

※今後、状況に応じて対応が変わる可能性があります。ご了承ください。

問い合わせ先

前橋市 子育て施設課

施設管理係・施設指導係

TEL 027-220-5705・027-220-5706